

Ⅲ 届出事項一覧表

区分	届出事項	根拠法令等	届出時期	届出様式	頁	提出部数	添付書類	備考
交通流動予測	交通流動予測計画書 交通流動予測報告書	要領第5条 要領第9条	事前協議前	任意	—	7部 + 市町村分	新潟県交通流動予測実施要領第5条第2項に基づく書類	・交通流動予測は、原則として、新設計画準備書又は変更計画準備書の提出前に実施しなければいけない。
事前協議	大規模小売店舗新設計画準備書 大規模小売店舗変更計画準備書	要綱第3条第1項	届出前	作成要領・様式例	179	13部+市町村分	新潟県大規模小売店舗立地法新設（変更）計画準備書作成要領・様式例に基づく書類	・準備書の協議に対し、県は1か月程度を目処に回答
新設の届出	新たに、大規模小売店舗を設置しようとする場合（新設又は1,000㎡以下から増床などにより、店舗面積が1,000㎡を超える建物を設置しようとする場合） (1)店舗の名称及び所在地 (2)建物設置者及び小売業者の氏名又は名称、住所、法人の場合は代表者名 (3)大規模小売店舗を新設をする日 (4)大規模小売店舗内の店舗面積の合計 (5)施設の配置に関する事項 ・駐車場の位置及び収容台数 ・駐輪場の位置及び収容台数 ・荷さばき施設の位置及び面積 ・廃棄物等の保管施設の位置及び容量 (6)施設の運営方法に関する事項 ・大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 ・来客が駐車場を利用することができる時間帯 ・駐車場の自動車の出入口の数及び位置 ・荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯	法第5条第1項	開店予定日の8か月前まで	省令様式第1	36	15部 + 市町村分	①法人：登記簿の謄本、個人：住民票の写（いずれも正本1部、写3部、他は添付不要） ②主として販売する物品の種類 ③建物の位置及びその建物内の小売業を行うための店舗の用に供される部分の配置を示す図面 ④必要な駐車台数を算出するための来客の自動車の台数等の予測の結果及びその算出根拠 ⑤来客の自動車の方向別台数の予測の結果等駐車場の出入口の数、位置及び形式を決定するために必要となる事項 ⑥来客の自動車を案内する経路及び方法 ⑦荷さばき施設において商品の搬入を行うための自動車の台数及び荷さばきを行う時間帯 ⑧遮音壁の位置及び高さを示す図面 ⑨冷却塔、送風機又は冷暖房設備の室外機の稼働時間帯及び位置を示す図面 ⑩平均的な状況を呈する日における等価騒音レベルの予測の結果及びその算出根拠 ⑪夜間において大規模小売店舗の施設の運営に伴い騒音が発生することが見込まれる場合にあってはその騒音の発生源ごとの騒音レベルの最大値の予測の結果及びその算出根拠 ⑫必要な廃棄物等の保管施設の容量を算出するための廃棄物等の排出量等の予測の結果及びその根拠	
変更の届出	次の事項を変更した場合 (1)大規模小売店舗の名称及び所在地 (2)設置者・小売業者の氏名又は名称、住所、法人にあっては代表者の氏名	法第6条第1項	変更後遅滞なく	省令様式第2	37	4部	必要に応じ、登記簿謄本、図面等	・小売業者の氏名又は名称の変更とは、小売業者の退店を含む。
	次の事項を変更しようとする場合 (1)大規模小売店舗の新設をする日 (2)大規模小売店舗内の店舗面積の合計 (3)施設の配置に関する事項 ・駐車場の位置及び収容台数 ・駐輪場の位置及び収容台数 ・荷さばき施設の位置及び面積 ・廃棄物等の保管施設の位置及び容量	法第6条第2項	変更予定日の8か月前まで	省令様式第3	38	15部以内 + 市町村分	新設の届出の添付書類②～⑫のうち、変更に係るもの軽微な変更手続を行う場合は、「軽微変更適用要望書」を添付する。	<軽微な変更の記載> ・変更しようとする事項毎に、軽微な変更として認められた場合の変更予定年月日を括弧で記載する。 <届出不要の変更> (1)一時的な変更 (2)新設日の繰下げ (3)県が意見を有しない旨の通知をした場合の新設日の繰上げ (4)店舗面積の合計の減少 (5)届出をしている店舗面積の合計の1割以内の面積の増加（店舗面積10,000㎡超の店舗は1,000㎡の増加まで） (6)駐車場、駐輪場の収容台数の増加 (7)荷さばき施設の面積の増加 (8)廃棄物等保管施設の容量の増加 (9)小売業を行う者の開店時刻の繰下げ又は閉店時刻の繰上げ
	(4)施設の運営方法に関する事項 ・大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 ・来客が駐車場を利用することができる時間帯 ・駐車場の自動車の出入口の数及び位置 ・荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯		あらかじめ					

区分	届出事項	根拠法令等	届出時期	届出様式	頁	提出部数	添付書類	備考
既存店の変更届出	大店法により開店した大型店において、最初に次の事項を変更しようとする場合 (1)大規模小売店舗内の店舗面積の合計 (2)施設の配置に関する事項 ・駐車場の位置及び収容台数 ・駐輪場の位置及び収容台数 ・荷さばき施設の位置及び面積 ・廃棄物等の保管施設の位置及び容量	法附則第5条第1項及び第3項	変更予定日の8か月前まで	省令様式第8号	43	15部以内 + 市町村分	新設の届出の添付書類②～⑩のうち、変更に係るもの	<ul style="list-style-type: none"> ・既存店とは、大店法の手続を経て開店した店舗、生協、農協等が既に購買事業を行っている店舗をいう。 ・当該変更届出は、変更に係る事項と併せてそれ以外の法第5条第1項に掲げる届出事項（新設日を除く。）の全てを届け出ることが必要。 ただし、調整対象となるのは、変更に係る事項のみ。 ・当該変更届出は、「届出不要の変更」に該当する場合であっても、届出が必要。 <軽微な変更の記載> <ul style="list-style-type: none"> ・変更しようとする事項毎に、軽微な変更として認められた場合の変更予定年月日を括弧で記載する。
	(3)施設の運営方法に関する事項 ・大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 ・来客が駐車場を利用することができる時間帯 ・駐車場の自動車の出入口の数及び位置 ・荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯		あらかじめ					
軽微変更適用要望	法第6条第4項ただし書の規定に基づく省令第8条の規定による軽微な変更	要綱第8条第1項	法6(2)届出時 法附則5(1)届出時	要綱様式第1号	44	1部	附属施設の変更前・変更後の位置がわかる図面 <店舗面積の合計が減少する場合> 店舗面積の合計の変更前・変更後がわかる図面（求積図、求積表を含む。）	<ul style="list-style-type: none"> ・附属施設の位置の変更であって、店舗周辺の生活環境に与える影響が変更前後で変化しないこと。 ・県の「軽微変更適用通知」が必要。
説明会の開催	法第7条第1項の規定に基づく省令第11条第2項の規定による届出等の要旨の掲示に係る報告	要綱第9条第4項	掲示期間終了後速やかに	要綱様式第5号	48	2部	掲示場所がわかる図面及び掲示（要綱様式第4号：「大規模小売店舗変更計画概要書」）の様子がわかる写真	<ul style="list-style-type: none"> ・変更が、店舗周辺の生活環境に与える影響がほとんどないため、説明会の開催の代わりに届出等の要旨の掲示で足りるもの。 ・県の「要旨掲示通知」が必要。
	地元説明開催計画書	要綱第10条第3項	説明会開催公告前	要綱様式第7号	50	2部		
	地元説明実施状況報告書	要綱第10条第6項	説明会終了後速やかに	要綱様式第8号	51	2部	報告書記載事項の説明の内容及び出席者などは、説明会で配布した資料及び出席者名簿などを別紙として添付することができる。	
	法第7条第4項の規定に基づく省令第13条第1項の規定による説明会が開催できない場合の報告	要綱第11条第1項	知事と協議の上	要綱様式第9号	52	1部	説明会を開催することのできない事由の発生を証する資料	
	法第7条第4項の規定に基づく省令第13条第2項の規定による周知に係る報告	要綱第11条第3項	周知後速やかに	要綱様式第11号	54	2部	周知の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・県の「説明会開催不能承認通知」が必要。

区分	届出事項	根拠法令等	届出時期	届出様式	頁	提出部数	添付書類	備考
県の意見に対する変更届出	県の意見を踏まえ、届出事項を変更しようとする場合	法第8条第7項	—	省令様式第5	40	15部＋市町村分	添付書類のうち、変更に係るもの	<ul style="list-style-type: none"> 届出の提出期限はないが、「施設の運営方法に関する事項」を除き当該届出から2月経過した後でなければ、開店又は変更はできない。 変更しない場合、その理由を記載。
	県の意見を踏まえ、届出事項を変更しない場合（変更しない旨の通知）	法第8条第7項 要綱第15条第1項又は第2項	—	要綱様式第17号	61	2部又は15部＋市町村分	県の意見を踏まえ、添付書類のみを変更する場合は、変更前後の添付書類を併せて提出	
県の勧告に対する変更届出	県の勧告を踏まえ、届出事項を変更しようとする場合	法第9条第4項	—	省令様式第6	41	15部＋市町村分	添付書類のうち、変更に係るもの	<ul style="list-style-type: none"> 届出の提出期限はないが、当該届出の前に開店又は変更を行った場合は勧告に従わなかったものとみなされる。
廃止の届出	大規模小売店舗を廃止する場合（店舗面積の合計を基準面積=1,000㎡以下にしようとする場合を含む。）	法第6条第5項	廃止するとき	省令様式第4	39	2部		<ul style="list-style-type: none"> 当該届出は既存店が店舗面積の合計を1,000㎡以下とする場合にも必要。
承継の届出	建物設置者の地位を承継した場合 ・大規模小売店舗を譲り受けた場合 ・建物設置者に相続があった場合 ・建物設置者に合併があった場合	法第11条第3項	承継後遅滞なく	省令様式第7	42	2部	大規模小売店舗の譲渡、相続、合併又は分割の事実を証する書類	<ul style="list-style-type: none"> 承継後の建物設置者が届出者となる。
報告の徴収	県から報告を求められた場合	法第14条第1項及び第2項 政令第4条第1項及び第2項 要綱第18条第1項及び第2項	知事が通知する期限	要綱様式第20号	64	15部＋市町村分	報告内容に関する図面等	